

平成25年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 平成25年4月11日（木）午後0時30分から
- II 開催場所 京丹波町中央公民館2階 学習室
- III 出席委員 十倉一昭委員長 大西弘二委員長職務代理者 藤本英子委員
櫻井博規委員 奥田健次委員 朝子照夫委員（教育長）
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 藤田 真教育次長（兼て学校教育課長） 中尾裕之社会教育課長
上西貴幸学校教育係長、堀 敬之学校教育課学校教育係主任
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

- 1 開 会（司会：教育次長）
- 2 教育委員長挨拶
- 3 前回定例会等議事録の承認について
【委員長】 平成24年度第12回定例会会議議事録の承認について諮る。
【全委員】 特に意見等なし。
【委員長】 承認する旨を告げる。
- 4 教育長近況報告
【委員長】 教育長に近況報告を求める。
【教育長】 教育委員会関連行事等の近況報告を行う。

〈近況報告内容〉

- (1) 第22回ふるさと人形展について
- (2) 平成25年度京丹波町女性の会総会について
- (3) 第7回口丹波スポーツ少年団軟式野球交流大会について
- (4) 平成25年度各小中学校入学式及び入園式について

(5) 最近の新聞記事による教育行政等に係る状況を説明。

5 報告事項

(1) 平成25年第1回京丹波町議会定例会について

【委員長】 事務局の説明を求める。

【教育次長】 平成25年第1回京丹波町議会定例会の議案、一般質問の内容等について説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(2) 平成25年度幼小中学校職員体制及び学級編成について

【委員長】 事務局の説明を求める。

【教育次長】 平成25年度幼小中学校職員体制及び学級編成について資料に基づき説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(3) 平成25年度京丹波町教育委員会事務局体制について

【委員長】 事務局の説明を求める。

【教育次長】 平成25年度京丹波町教育委員会事務局体制について資料に基づき説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(4) 平成24年度下半期の教育委員会後援名義使用承認状況について

【委員長】 事務局の説明を求める。

【教育次長】 平成24年度下半期の教育委員会後援名義使用承認状況について資料に基づき説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(5) 社会教育課関係報告

【委員長】 事務局の説明を求める。

【課長】 平成25年4月の社会教育関係事業等について資料に基づき説明した。

【委員長】 何か質問はないか。

【全委員】 特に意見なし。

6 議 事

(1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員兼学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第1号について、原案どおり決することとする。

(2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町中央公民館及び和知公民館の館長の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第2号について、原案どおり決することとする。

(3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第3号について、原案どおり決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校・

幼稚園の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第4号について、原案どおり決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【委員長】 事務局に説明を求める。

【教育次長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育委員の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【委員長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【委員長】 承認第5号について、原案どおり決することとする。

7 協議事項

(1) 次回定例会の開催について

【教育次長】 平成25年度第2回定例会の日時について調整をお願いする。

【委員長】 委員に意見を伺う。

【委員】 5月10日の南丹教育委員会連絡協議会総会の日にしてはどうか。

【全委員】 異議、意見等なし。

【委員長】 平成25年度第2回定例会は5月10日、和知支所で開催することとする。
時間については、事務局で調整をお願いする。

(2) その他

特になし

8 教育委員長職務代理者閉会宣言

(午後1時50分閉会) 以上

■ 委 員 長

■ 委員長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 教 育 長

(調製者 教育次長 藤田 真)